

京都市大学施設整備支援・誘導に関する取扱要綱

平成18年 3月24日決定

平成20年 4月 1日改正

平成21年 4月 1日改正

平成22年 4月 1日改正

平成26年 4月 1日改正

平成28年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、大学の施設整備について、市民合意に配慮した総合的な支援・誘導を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(大学施設整備支援窓口の設置)

第2条 大学の施設整備に関し、総合的に相談に応じるため、総合企画局総合政策室に大学施設整備支援窓口を置く。

(大学施設整備支援推進会議の設置)

第3条 大学の施設整備の支援・誘導に関し、総合的な調整や情報共有を行うため、大学施設整備支援推進会議（以下「支援推進会議」という。）を置く。

- 2 支援推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 支援推進会議の議長は、総合企画局総合政策室留学生支援・大学連携推進担当課長をもって充てる。
- 4 支援推進会議は、議長が必要であると認めるとき、随時招集する。
- 5 支援会議の出席者は、会議に付議する事案に応じて、別表に掲げる者及びその者が属する所属の職員のうちから、その都度議長が指名する。
- 6 議長は必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者を支援推進会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(京都市大学施設整備支援・誘導のためのガイドプラン)

第4条 大学の施設整備を支援・誘導するため、本市のまちづくりに関する法令及び制度上の運用を取りまとめた京都市大学施設整備支援・誘導のためのガイドプランを作成する。

(補則)

第5条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、総合企画局長が定める。

別表 (第3条関係)

- (1) 総合企画局総合政策室留学生支援・大学連携推進担当課長
- (2) 都市計画局都市企画部都市計画課長
- (3) 都市計画局都市景観部景観政策課長
- (4) 都市計画局都市景観部都市デザイン担当課長
- (5) 都市計画局都市景観部風致保全課長
- (6) 都市計画局都市景観部開発指導課長
- (7) 都市計画局建築指導部建築指導課長
- (8) 都市計画局建築指導部建築審査課長
- (9) 建設局土木管理部道路河川管理課長